

姫路市 新型インフルエンザ等 対策行動計画の改定

姫路市 健康福祉局 地域医療課

- 1 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画とは
- 2 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定概要
- 3 姫路市新型コロナウイルス感染症対応記録・検証報告書の概要
- 4 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画の骨子案
- 5 姫路市の計画に追加する事項について（主なもの）

1(1) 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画とは



○計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第8条の規定に基づく市町村行動計画

○主たる目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ・ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるよう取組む

○特措法上必要なプロセス

- ・ 都道府県への報告、議会への報告・公表等
- ・ 学識経験者等からの意見聴取

⇒貴団体の新型コロナウイルス感染症対策等の貴重なご経験から、ご協力いただきたい

1(2) 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画とは



○改定の趣旨・経緯

- ・ 平成 21 年 姫路市新型インフルエンザ対策計画を策定
- ・ 平成 26 年 特措法施行を受けて姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定
- ・ 令和 6 年 7 月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）が抜本的に改定
3 年を超える新型コロナウイルス感染症対策を経て、新型インフルエンザをはじめとする幅広い
呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざす。
- ・ 令和 7 年 3 月 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定
- ・ 令和 8 年 3 月 上記を受け所要の改定を行う。

政府行動計画
令和 6 年 7 月改定

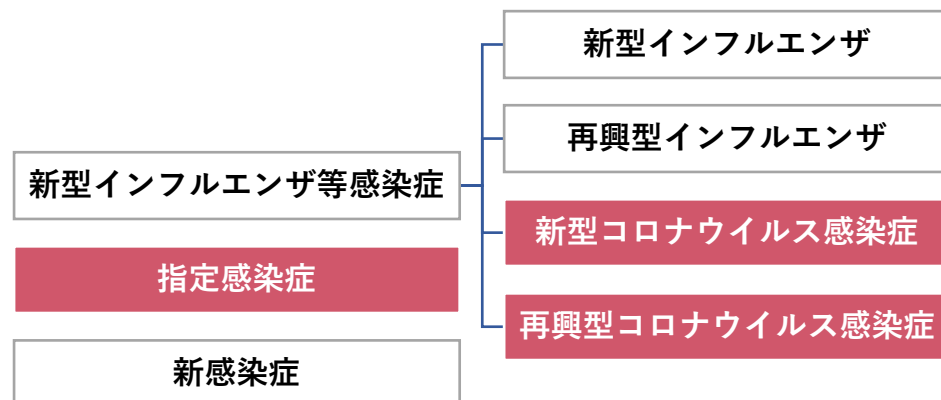
県行動計画
令和 7 年 3 月改定

市行動計画
令和 8 年 3 月改定予定

2(1) 兵庫県新型コロナウイルス等対策行動計画の改定概要

○対象疾患の拡充

色付き：拡充疾患



○対策段階

準備期

初動期

対応期

病原体の性状や、検査や医療体制、治療薬等の普及状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

政府行動計画と同様にリスク評価を行う。

○平時の準備

対策段階を3期（準備期、初動期、対応期）とし、準備期の取組を充実

○複数の感染拡大への対応

複数の感染拡大対策の機動的切替え

○対策項目

5項目 ▶ 13項目に拡充し内容を精緻化

- ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス、
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策、
⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法
⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬県民生活・県民経済
（赤字項目が新規）

2(2) 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定概要

○県行動計画に独自で定めた主な項目

基本的人権の尊重

性差（ジェンダー）への配慮、外国人、子どもや高齢者など、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮

感染症危機下の災害対応

新興感染症と大規模自然災害が同時発生した場合の対策
本部事務局等の人員体制拡充

双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

専門家（感染症対策センター）と連携した双方向のリスク
コミュニケーション実施の取組

県予防計画等に基づく医療提供体制の整備

感染症予防計画に基づいた医療提供体制（病床確保、発熱
外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援）の確保と圏
域における体制整備

流行初期期間以降の入院調整

3(1) 姫路市新型コロナウイルス感染症対応記録・検証報告書の概要

- ・ 本市の新型コロナウイルス感染症対策等をまとめ、令和6年3月に作成。

○感染症対策の今後の方針

医療提供体制・保健所業務の強化

- ・ 「新型インフルエンザ等対策行動計画」や「感染症予防計画」に基づき、発生段階や病原性・感染力に応じた対応を実施。
- ・ 平時から検査体制・保健所要員を整備し、医療ひっ迫時には病床拡大や救急搬送受入の円滑化を図る。

高齢者施設等への対策

- ・ 施設職員・市職員に対する基礎研修や感染症管理能力養成を推進。
- ・ クラスター事例の振り返りと業務継続計画の実効性向上により、高齢者施設での拡大防止を徹底。

実施体制の一元化

- ・ 市長をトップとする指揮命令系統を明確化し、庁内各課や関係機関と連携したワンチーム体制を常時構築。

情報発信（リスクコミュニケーション）

- ・ 発生初期から多様な媒体・機関を通じて、発生状況・対策・相談窓口情報を積極的に発信し、市民の適切な行動を促す。

デジタル化の推進

- ・ 感染状況データの迅速収集・分析・共有や行政業務の効率化に向け、ICTを活用したワークフロー整備加速。

4(1) 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画の骨子案



県行動計画の章立てをベースに素案の骨子を作成。

市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性をとる必要がある。

県行動計画（R7.3 改定）	現行の市行動計画（R5.12 改定）
はじめに 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 第2章 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ 第4章 県における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担 第6章 新型インフルエンザ等の対策項目 第7章 兵庫県インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等 第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組 第1章 実施体制 第2章 情報収集・分析 第3章 サーベイランス 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第5章 水際対策 第6章 まん延防止 第7章 ワクチン 第8章 医療 第9章 治療薬・治療法 第10章 検査 第11章 保健 第12章 物資 第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保 用語集	はじめに 1 目的 2 計画の位置づけ 3 基本方針 4 対策にあたっての基本的な考え方 7 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担 8 組織体制と所掌事務 5 主な対策の方針 (1) 実施体制 (2) 情報収集・提供 (3) 予防・まん延防止 (4) 予防接種 (5) 医療体制 (6) 市民生活の安定の確保 9 発生段階ごとの対策等の概要 (1) 未発生期の対策 (2) 海外発生期の対策 (3) 国内発生早期（県内発生早期）の対策 (4) 国内感染期（県内感染期）の対策 (5) 小康期の対策

5(1) 姫路市の計画に追加する事項について（主なもの）

姫路市新型コロナウイルス感染症対応記録・検証報告書、庁内意見照会により下記の点を姫路市の計画に追加で記載することとした。主なものを示す。

● 社会福祉施設対応

内容：高齢者施設の職員と利用者に感染症の知識と予防策を徹底し、平時からの衛生管理と健康観察を強化

理由：県の計画に記載があるが、高齢者施設・障害者施設等での対応の遅れがあった反省があるため、計画に詳しく追記するもの。

記載案：

第2部 第4章（6）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設等においては、必要となる医療提供体制等について、平時から検討を行い、関係機関との連携体制の構築、人材育成等、有事に備えた準備を実施する。加えて、市は、これらの施設において、必要に応じて感染症対応マニュアルの整備、業務継続計画の策定を支援し、感染発生時には関係部署、医療機関等と連携し、医療支援体制の確保に努めるものとする。

5(2) 姫路市の計画に追加する事項について（主なもの）



● 保健所の体制強化

内容：保健所の人員の確保を行い、全庁的な応援体制を整備

理由：パンデミック時に保健所が対応能力の限界に達し、業務の過重負担があったため。

記載案：

第3部 第1章

保健所の感染症有事体制を確保するため、全庁的な人員体制の強化を推進する。あわせて、感染症危機に対応するに当たり、市の各部局においては業務の縮小・優先順位付けを行い、必要に応じて外部委託の活用を図る等、柔軟かつ持続可能な業務体制を整備する。

5(3) 姫路市の計画に追加する事項について（主なもの）



● 民間搬送事業者や行政で組織した搬送体制の構築を念頭において計画へ記載

内容：救急隊が現場到着後に緊急度・重症度が低いと判断した感染患者について、民間搬送事業者や姫路市で組織した搬送隊に引き継げるような仕組みを構築

理由：コロナ禍においては、感染者の増加及び医療体制のひっ迫により救急要請が増加し、受入先の調整に長時間を要する事案が頻発した。これにより、消防局の救急搬送体制が非常に厳しい状況となったため。

記載案：

第3部 第8章 第3節

市は、民間搬送事業者及び市が組織する搬送支援担当等と連携して、患者等及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。その際、保健所や医療機関等からの引継ぎが円滑に行えるよう、搬送対象者の情報共有や連絡調整に係る体制を構築する。また、外出自粛対象者が適切に発熱外来を受診できるよう、例えば感染対策を講じた上での医療機関受診など外出自粛に係る方法等の周知を行う。救急隊は原則、緊急度・重症度の高い患者への対応を行うが、現場で緊急度・重症度が低いと判断される場合においては、民間搬送事業者または市が組織する搬送支援担当等に引き継ぐ。また、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用についても周知する。

5(4) 姫路市の計画に追加する事項について（主なもの）



● 保健所における検査・投薬について計画へ記載

内容：保健所において医師による診察、検査、治療薬の処方等を行う臨時の体制を構築できるよう準備を進める。

理由：地域の医療提供体制がひっ迫し、市民が適切な検査や診療を受けられない事態が生じた場合に備えるため。

記載案：

第3部 第8章 第2節

市は、感染症の発生初期において、地域の医療提供体制がひっ迫し、市民が適切な検査や診療を受けられない事態が生じた場合に備える。このため、市民の不安を解消し、医療へのアクセスを確保する観点から、万が一の措置として、保健所において医師による診察、検査、治療薬の処方等を行う臨時の体制を構築できるよう、平時から手順や必要な資源について検討し、準備を進める。

